



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

4月20日

支部長会議

深夜勤改善プロジェクト

春の学習会

19春闘行動の成果を春闘要求実現へ！

20条裁判判決を職場で活かそう！

東京地本は、4月20日に支部長会議、深夜勤労働改善プロジェクト会議、春の学習会をおこない、それぞれ活発な議論を展開し、今後の取り組み、組織拡大について確認しました。

均等待遇と組織の前進を・深夜労働の改善を

支部長(支部代表者)会議では、19春闘行動についての総括・到達点について、確認されました。進行役に小関副委員長

で始まり、主催者を代表して田中東京地本委員長のあいさつ、福田書記長から19春闘総括案の提起がなされ、交渉部より地本春闘交渉経過報告があり、質疑・討議に入りました。

主な発言は、地本春闘キャラバン行動、ストライキ連帯集会、ストライキ突入集会、各支部(分会)での情宣ビラ配布等のとりくみについて、またルールの徹底も確認されました。今後の問題点や体制作りも出され、当面の行動日程、行動提起がなされ、午前の会議が終了しました。

昼食休憩後、午後のテーマ①第6回深夜労働改善プロジェクト会議を開催し、各支部から職場状況、要員問題等、問題点を出しあい、非正規の声も聞きながら、今後の要求について、叩き台を作成して、改善を求めて取り組んでいく事を確認し

ました。

午後のテーマ②春の学習会、「郵政20条裁判をいかすとりくみ・郵政20条裁判を生かして待遇と組織の前進を！」というテーマで、講師に平井哲史弁護士(郵政20条東日本裁判弁護士・東京法律事務所)を招いて行われました。

内容は、20条裁判と労働組合の役割とは何かについて。労働契約法20条は、有期契約労働者の労働条件が、期間の定めのない労働契約を締結している



新東京支部ストライキ 2019. 3. 19

労働者の労働条件が相違する場合に、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」)②当該職務の内容及び配置の変更の範囲③その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。不合理となる場合は損害賠償請求の対象となる。そして、20条裁判は何を指しているのか。①過去の損失を取り戻す②働く仲間の平等を目指す。

求められる労働組合の役割とは、①働く仲間の差別をなくしていく②裁判の効力は原告にしか及ばない。よって裁判原告以外の組合員の仲間の立ち上がり、組合への組織化を図ることが重要であると強調されました。その後、質問や疑問点を出しあいながら学習会が終了しました。

また20条裁判東日本原告の浅川中執も参加され20条裁判支える会に入会要請、5月30日の全労連争議支援行動の要請も行われました。

最後に田中委員長から、今後に展望がもてる状況にある、職場に多く広めてもらいたいとまとめ、団結ガンバロで終了しました。



19春闘、会社の回答は、労働者の切実な賃上げ要

求に対し、4年連続のベアゼロ回答を押し付けてきた▼会社は昨年度からの業績好調を維持し、業績予想を上方修正し、今期3月期決算では、純利益3921億円を計上した▼毎年積み上げられる純利益。社長が自慢する莫大な総資産と内部留保。賃金の引き上げをできない条件は全くない。賃上げしない会社はいったいどれだけの利益を上げれば労働者の労苦に報いるのだろうか▼私たちは、前年の秋に賃金引上げの根拠について学び、春闘に臨んできた。会社の経営状況は、賃金引上げにこたえる体力は十分にあることはわかっていいる▼会社の回答は「厳しい経営環境の中で困難である」というが、毎年純利益が上方修正されてどかが厳しい経営環境というのだから！この会社の姿勢を広く社会の問題とすべきだ！(秋)

シリーズ
8



各種人事制度の改正について
短時間勤務職コース
に関する改正 (正社員)

・短時間勤務職コースへのコース転換要件について、改正されます。

◆50歳未満の社員については、改正前の要件は転換不可。改正後の要件については、介護等特別な事情があると会社が認めた場合に転換が可能。

◆50歳以上55歳未満の社員については、改正前の要件は、介護等特別な事情があると会社が認めた場合に転換が可能と限定している要件を「育児、介護及びがん治療等特別な事情があると会社が認めた場合」に変更されます。

◆55歳以上の社員については、本人の希望により転換が可能。介護等特別な事情があると会社が認めず転換が可能になります。2019年10月1日から実施になります。

・より柔軟な働き方を選択できるよう、1日4時間、4週間で20日勤務する「短時間勤務職Ⅱ型」を新設します。

※これまでの短時間勤務職(1日8時間、4週間10日勤務)は、「短時間勤務職Ⅰ型」と名称変更になります。

満開の桜の下

盛大に花見!

3月31日

亀戸中央公園

3月31日に亀戸中央公園にて地本主催の花見が行われました。

前日夜に雨が降ったこともあり、少し肌寒い感じでしたが、22人の参加がありました。



職場や近況などの話題で盛り上がりながらの花見になり、夕方まで楽しく飲食をしました。

二年目になりますが、これからも続けて開催していきたいと思っております。

来年の花見は、3月末の予定で計画しています。

第90回

MAYDAY

5月1日 (火)

働く者の団結で
生活と権利を守ろう!
平和と民主主義を!

代々木メーデー

代々木公園 開会 10:00
デモ出発 12:20

日比谷メーデー

日比谷野外音楽堂 開会 9:50
デモ出発 11:15

(9:30日比谷図書館付近に集合)

三多摩メーデー

井の頭公園 (西園) 開会 10:00

終了後合流して銀座うおや一丁で交流会!
15:30から

5.3 憲法集会

平和といのちと人権を!

5.3 憲法集会2019

—許すな! 安倍改憲発議—

有明・東京臨海防災公園
11:00 START

当面の行動日程

- 5月 1日 メーデー
- 3日 憲法集会
- 6日 平和行進出発
- 11日 地本 執行委員会
- 30日 全労連争議支援行動
- 6月8・9日 非正規で働く仲間の全国交流集会 山口
- 14・15日 地本執行委員会
- 29日 第14回地方委員会
- 4・5 第8回定期全国大会
- 13日 地本執行委員会
- 27日 第8回地本定期大会・クルージング

